

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告 補助団体日本バルブ工業株式会社
米子工場外一箇所監査の結果

監査公告

監査公告第百号

地方自治法第百九十九条第八項に基づき県費補助金を交付せる左記個所の監査を執行したのでその結果を次のとおり公表する。

昭和二十八年九月十六日

鳥取県監査委員 岸 本 政 嘉

同 加 藤 定 治

同 角 田 健 太 郎

監査執行箇所

執行年月日

日本バルブ工業株式会社
米子工場

昭和二十八年八月十一日

香取開拓農業協同組合

同年八月十二日

日本バルブ工業株式会社米子工場

昭和二十八年八月十一日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

同 加 藤 定 治

監査概況

一、本県の工場誘致については昭和二十七年四月一日公布された「鳥取工場設置奨励条例」に基づき誘致条件が定められているが当該工場誘致に当つては本条例の公布以前の事でもあり又本県に於ける最初且つ最大の工場誘致でもあつたため工場対県首脳部間に諸種の条件が取交された模様であるが何れも紳士的契約のものゝようであり明確なる根拠がないため今日諸種の問題を惹起する結果となり一方県の誠意を評価され今後の工場誘致を不利に導く恐れがあるので果はその眞否

を確かめ検討を加え早急に解決すべきである。

二、県管轄郷電所の電力は優先的に当工場に送電することになつてゐるが未だ実現の域に達してゐない。工場としては電力は生産の源動力でありコストの面に大きく影響するので早期送電を望んでゐるし又果としては発電所設立の趣旨に反するので売電価格の決定並びに当工場優先送電の実現に努力すべきである。

三、当工場の事業税は一千四十万一千円で納付した事業税は三百七十三万六千四百五十円(昭和二十六年四月(九月分)で滞納額六百六十六万四千五百五十円となつてゐるがこの滞納額については工場誘致奨励条例の操業時期並びに奨励金について双方の見解の相違が原因してゐるよう見受けられるので果は明確なる方針を樹立して早期解決に努めるべきである。(税額調別表添付)

四、先に述べた如く当工場設立当時県首脳部と工場側との折衝事項、鳥取県工場誘致特別委員会決定書、鳥取県工場設置奨励条例の間に解釈の不統一を招き次の

- 諸工事を工場が立替施行したになつてゐる。
- (1) 灌漑用水路付替工事 工事費 二八、一九一、六三九円
 - (2) 日野川堤防より工場 正門迄の道路 " 一、三六〇、四三〇円
 - (3) 工場東門より日吉津 村に至る道路 " 六三九、八九九円
- これら工事の施工主体については水掛論の感が見受けられるので果は明確なる結論を出すべきである。
- 五、果が昭和二十七年当中工場に交付した補助金は七百万円であるが内三百万円(昭和二十七年十二月支出)は前項の立替工事の中水路付替工事費の補助として支出したものであり四百万円(昭和二十八年五月支出)は鳥取県工場設置奨励条例の規定による奨励金として交付したものであるが工場としては前記立替工事の一部に充当してゐるため奨励金としての効果を失した使途とをいつてゐる何れにしても前記工事の施工主体を明確にすることが急務である。

日本バルブ工業株式会社の事業税額調

期別	総所得額	総従業員 (延)	本県従業員 (延)	本県分所得金額	同上税額	備考
三六、四 三六、九	八〇九、八三五、七〇	七、三三〇人	三三三人	三、一七二、一三七	五、七三六、四〇〇	納付済
三六、一〇 三六、三	五四、八三〇、五六八	二、四〇〇人	六九四人	三、一四三、八八八	三、九七三、二五〇	未納
三六、四 三六、九	一四、一三四、八八六	一〇、六三一人	一、六七七人	三、三九四、三九五	二、六六七、三〇〇	
計				八六、六五五、三三〇	一〇、四〇一、〇〇〇	

香取開拓農業協同組合 昭和二十八年八月十二日監査

監査委員 岸・本 政 嘉
同 加 藤 定 治

監査概況

一 本開拓団が昭和二十一年十一月に香取開拓団として現在地に入植してより七カ年の歳月を経過し其の間団の援助と相俟つて組合員の団結並びに民主的運営の成果により今日では基礎も固まり自給自足の域に達し合理的開拓団の一つとして益々内容の充実に向つて邁進

してゐることは注目し値いするものがある。本開拓団に対する監査は昭和二十四年七月執行して以來今回が二回目であるがこの四ヶ年間に於て耕作地の増大は勿論自動車道路の新設、自家発電所の建設、分教場の設置、住宅の新設等々相当改善進歩の跡を具に見てその陰に払われた指導者並びに組合員の熱意に対し衷心より敬意を表する次第である。

二 終戦当時国土の開発、食糧増産の戦士として華々しく登場した開拓団も日時の経過と共に一般社会の認識

は次第に薄らぎこれが開拓途上大きな隘路となつてゐることは見逃せない。即ち農業者以外の入植者(各種機械技術者、教師等)は勿論結婚適令期に達した者の配偶者についても事欠く状態である。入植者永住の地とし大集団開拓村を建設せんとするなら社会施設、文化厚生施設等の完備による生活環境の向上は勿論一般県民に対する認識徹底が必要と思われるので県当局は組合と綿密なる協力の下に積極的な啓蒙宣傳を行うと共に斡旋に努めるべきである。

三、現在開拓関係の問題については総べて地方事務所を通じて行つてゐるが地方事務所長の専決となつてゐる

昭和二十七年補助金交付状況

区 分	国 補	県 補	計 円	交付月日	備 考
開 拓 者 資 金 徴 収	九、一〇〇	一	三、三三、九三〇	二八、五、三	
防 風 林 圃	一	一	九、三〇〇	二八、四、三〇	
採 種 圃	一	一	五、〇〇〇	二八、五、三	
酸性土壌改良	一	一	一、〇〇〇	二八、四、二五	
	四、二八、四〇〇	四、二八、四〇〇	九三、六六〇	二七、一〇、二八	現品交付

事項は直接開拓者の利害に關係した事柄が少ないため組合長或は責任者は同一事項につき地方事務所並びに県と二重の折衝を行はねばならず僻隔の地から出てくる労力だけでも相当なるものと推察されたので県の行政機構について慎重なる検討を要するものと認めた。

四、昭和二十七年本組合に補助した金額は総計五百九十七万三千七百円であるがこれ等補助金の大部分は年度末に支出しているため組合の事業推進に支障を來す面があるよう見受けた、これは国庫補助金の受け入れが遅れることにも起因しているが県は早期受け入れに努力し適期交付に努めるべきである。

入植施設災害復旧(住宅)	三、一、二五〇	四、一、三〇〇	四、三、三〇〇	二八、一〇、三〇〇
電気導入施設	七〇〇、〇〇〇	七、〇〇〇、〇〇〇	一、四、〇〇、〇〇〇	二八、四、二一〇
計	四、二八、四〇〇	一、二、三、九〇〇	五、五、二、三〇〇	

五、開拓農業協同組合に対する経理面の指導についてはあまり行われていないようである。運営に関する助言、補助金の使途に対する随時的な監督と共に組合事務の指導を行うべきである。

係当局の考究を要望する。

六、本開拓団は豪田山より船上山に亘る東西八軒、南北六軒、一、六〇〇町歩五カ村にまたがっており入植者居住の分布も大山村の六〇戸を筆頭に逢坂村四〇戸、名和村一二戸、庄内村一戸、上中山村。と分散しているため入植者の不便はもとより組合活動、施策遂行の上に統一を欠く面が多々ある。例えば厚生面について云えば折角大山村が診療所を本組合事務所附近に新設しながら大山村に属する組合員以外は普通国民健康保険による医療が出来ないという事態も起きているのでこれを一カ村に纏めることが緊要と認められたので関

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印

刷行鳥取者鳥取
所鳥取縣鳥取
鳥取鳥取
市東町
取東町
縣取
刷
所縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。
本県においては県民の皆様の日常生活に
関係ある重要な条例、規則、規程等をこの
公報に登載して公布しております。
国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み
ませう。

定期発行日 毎週火、金曜日

講讀料(実費) 一箇月100円 一箇年1,200円

申込先 鳥取県総務部総務課